

中井町ふれあい農園利用規程

施設名 境ふれあい農園

富士見台ふれあい農園

所在地 中井町岩倉 2 5 6 - 2

中井町北田 8 3 - 1

- 1 利用は区画内を利用してください。通路は共用ですので、耕運して利用しないでください。また、私物は置かないでください。
なお、野菜や草花などを栽培する以外の用途に利用することは出来ません。（果樹類など永年作物の栽培は禁止とします。）
- 2 利用期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間です。ただし、利用期間内であっても町や土地所有者の方の都合により農園を休止・廃止する場合がありますので、予めご了承ください。
- 3 野菜や草花の栽培に必要な種苗・肥料及び農具等は、原則として利用者の負担とします。
- 4 利用者は、農園の利用に伴う地上権、耕作権その他の一切の権利を有しません。
- 5 利用者は、自己の利用区画を第三者に使用させることは出来ません。転貸（また貸し）等が確認された場合は、その区画についての利用を取消します。
- 6 利用者は、他の利用者の迷惑になるような行為をした場合、また雑草等を繁茂させるなど、圃場管理ができない場合は、利用を取消しますのでご了承ください。
- 7 利用者は、利用区画及び周辺の通路等の除草に努めるとともに、施設を大事に利用してください。また、農園で発生した残渣、雑草は堆肥化又はお持ち帰りください。ゴミはお持ち帰りください。
なお、園内に残渣等を捨てるなどの行為が発覚した場合、利用を取消します。
- 8 利用者は、自己の責に帰すべき事由によって施設をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 9 利用者は、利用期間内に収穫出来るように計画的に栽培し、契約期間が満了したとき又は解除されたときは速やかに利用区画を現状に復し、確認を受け返還しなければなりません。
- 10 利用者は、病気、転居、転勤その他の理由で利用しなくなったときは、速やかに申し出なければなりません。
- 11 天災・盗難・病害虫等による耕作物その他の損害については補償しません。
- 12 使用料は 1 区画年間 4,800 円です。なお、期間満了前に利用を辞退した場合または利用取消しとなった場合は、返金いたしません。
- 13 利用規定に違反し、注意をしても改善されない場合は利用を取消させていただく場合があります。



連絡先

中井町役場 産業振興課

TEL 0465-81-1115 (直通)

FAX 0465-81-4676

